意見書案第　１３　号

国による子ども医療費無料制度の創設及び国民健康保険療養給付費等国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成２８年１２月１６日提出

提出者	長沼町議会議員	山　本　克　己
賛成者	〃	薮　田　　享
〃	〃	南　部　哲　郎
〃	〃	高　瀬　武　久

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄　　様

国による子ども医療費無料制度の創設及び国民健康保険療養給付費等国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、全ての地方自治体において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されています。

しかしながら、市町村の制度内容の格差は年々拡大している状況です。

このような地方自治体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠です。

また、国は、このような地方自治体の現物給付方式による医療費助成の取り組みに対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険療養給付費等国庫負担金の減額調整措置を講じております。

今、国を挙げて少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むことが必要であります。この減額調整措置は、少子化対策という国の大方針と逆行するものであります。子どもの医療に関わるセーフティネットは、本来、国が責任を持って、社会保障政策の中に位置づけ、自ら制度を構築すべきものであります。こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による少子化対策の取り組みを阻害していると言わざるを得ません。

よって、国においては、全国一律の仕組みとして、子ども医療費無料制度の創設と子ども医療費助成制度に係る国民健康保険療養給付費等国庫負担金の調整（減額）を廃止するよう強く求めま

す。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２８年１２月１６日

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄

提出先

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　　務　　大　　臣
財　　務　　大　　臣
厚　生　労　働　大　臣

各　　通